

落札後の注意事項

1 落札者への案内

- ▼入札終了後、岡谷市から落札者(ログイン ID で認証されたメールアドレス)へ、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。できるだけ早く岡谷市役所会計課へ連絡し、必要な手続きについて説明を受けてください。
- ▼岡谷市から落札者へ契約締結に関する案内を行いますので、岡谷市役所会計課へ必要書類を提出するとともに、売買代金の残金を納付してください。

2 必要書類の提出、売買代金の残金の納付

- ▼「岡谷市インターネット公有財産売却ガイドライン」 10~11ページ参照

- ▼落札者は、納付期限までに売買代金の残金を一括納付してください。

- ▼落札者が負担する主な費用

時期	項目	内容
契約締結期限 までに	契約保証金	入札保証金を契約保証金へ充当する場合、新たに契約保証金を支払う必要はありません。
代金納付期限 までに	収入印紙	売買契約書に貼付 ※不動産のみ
	売払代金の残金	落札金額 - 入札保証金の額
	不動産の権利移転に伴う費用	所有権移転登記の登録免許税、登記済み不動産登記簿謄本交付申請用登記印紙代、登記嘱託書の郵送料など
その他	自動車の権利移転に伴う費用	自動車検査登録印紙、自動車審査証紙、自動車税環境性能割及び種別割など
	その他	書類の郵送料、振込手数料など

3 落札者(法人の場合は代表者)以外の方が売買代金の支払いを行う場合

- ▼落札者本人(法人の場合は代表者)が売払代金の支払手続を行うことができない場合、代理人が代行することができます。その場合、①委任状、②落札者本人と代理人双方の印鑑登録証明書、③代理人の本人確認書類が必要です。
- ▼法人が落札し、法人の従業員が支払手続を行う場合は、当該従業員が代理人となるため、上記①~③の書類が必要となります。
- ▼代理人名で所有権移転登記をすることはできません。

4 落札後の権利移転手続きにおける重要事項

落札後の権利移転手続きにおける重要な事項です。必ずご確認ください。

権利移転の時期	<ul style="list-style-type: none">・売却財産の所有権は、落札者が売払代金の残金を納付した時点で落札者へ移転します。・不動産は、所有権移転登記請求書の提出から登記完了までに2週間程度かかることがあります。
危険負担	<ul style="list-style-type: none">・売却財産にかかる危険負担は、売買契約を締結した時点で落札者へ移転します。・契約締結後に発生した財産の破損、焼失など岡谷市の責に帰すことのできない損害の負担は落札者が負い、売払代金の減額を請求することはできません。
引き渡し条件	<ul style="list-style-type: none">・売却財産は、売払代金納付時の現況有姿で落札者へ引き渡します。・落札者が法人の場合、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム上の物件詳細画面などの記載内容と実地に符合しない事項が売却財産にあることを発見しても、それを理由として契約の締結を拒んだり、落札の無効を主張したり、売払代金の減額を請求することはできません。(法人には、事業としてまたは事業のために契約当事者となる個人も含みます。)・自動車の場合、「譲渡証明書」に記載される譲受人は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。・自動車の場合、落札者は、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録(名義変更)の手続き等を行ってください。
入札保証金の取り扱い	<ul style="list-style-type: none">・落札者が契約締結期限までに岡谷市と契約しなかった場合及び落札者が参加仮申込の時点で公有財産売却の参加条件を満たしていなかった場合、岡谷市は売却の決定を取り消すとともに、事前に納付された入札保証金は没収し、返還しません。
契約保証金の取り扱い	<ul style="list-style-type: none">・売買契約締結後、入札保証金を契約保証金に充当する(契約保証金の納付に代える)ことができます。・納付期限までに岡谷市が売買代金の残金全額の納付を確認できない場合、事前に納付された契約保証金は没収し、返還しません。
使用用途の制限	<ol style="list-style-type: none">1. 用途の制限 落札者は、落札した物件を次の用に供してはなりません。 (1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第7号)第2条第2項に規定する暴力団の事務所の用途、その他公の秩序または善良な風俗に反する目的、その他社会通念上不適切と認められるものの用途

	<p>(2)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第4条第2項に規定する団体のうち、その団体の役職員または構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行ったものにかかる用途</p> <p>2. 用途制限の承継義務など</p> <p>(1)落札者は第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資などによる所有権の移転をするときは、上記の用途の制限に定める義務を書面によって承継させなければならず、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはなりません。</p> <p>(2)落札者は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利または貸借権その他の使用および収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはなりません。</p> <p>(3)上記(1)および(2)における当該第三者の前述の義務の違反に対する責務は、落札者が負わなければなりません。</p>
移転登記前の使用制限	・落札者は、売却物件の所有権移転登記完了前に、売却物件に地上権や貸借権などの使用・収益を目的とする権利を設定したり、当該物件を売買などによる所有権の移転をすることはできません。

5 落札後の注意事項に関するお問い合わせ

長野県岡谷市会計課

メールアドレス kaikei@city.okaya.lg.jp

電話番号 0266-23-4811 (内線:1114)

電話受付時間 平日 9時から17時